

## 公布された条例のあらまし

### ◇京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

(京都府条例第26号) (安心・安全まちづくり推進課)

#### 1 改正の理由

近年、交通事故の発生件数が減少している中、自転車の利用者に責任のある事故は増加傾向にあり、自転車事故による高額賠償事例も散見されることから、自転車損害保険等への加入を義務化するなど、自転車の安全な利用を一層促進するため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 事業者に係る自転車損害保険等への加入義務化等

ア 府は、自転車の安全な利用の促進に関する総合的かつ計画的な施策の策定及び実施に当たっては、府民、事業者及び交通安全活動団体（以下「府民等」という。）、市町村並びに国と連携し、及び協働して取り組むものとした。（第1条（第2条第2項）関係）

イ 自転車の安全な利用の促進に努めるとともに、府民等が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない事業者に、自転車小売等業者のほか、自転車貸出業者、自転車駐車場管理業者及び宅地建物取引業者等を加えることとした。（第1条（第4条第1項、第2項）関係）

ウ 事業者は、府又は市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。（第1条（第4条第3項）関係）

エ 自転車安全利用促進計画に定める事項に自転車損害保険等への加入の促進に関する事項を追加することとした。（第1条（第7条第2項）関係）

オ 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとした。（第1条（第8条第2項）関係）

カ 「自転車損害保険等」の用語について定義することとした。（第1条（第15条）関係）

キ 自転車を利用する者（未成年者を除く。）は、自らが被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となる自転車損害保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入（以下「契約の締結等」という。）をするよう努めなければならないこととした。（第1条（第16条第1項）関係）

ク 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をするよう努めなければならないこととした。(第1条(第16条第2項)関係)

ケ 事業者は、その事業活動においてその従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車を利用する従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をしてしなければならないこととした。(第1条(第17条)関係)

コ 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をしてしなければならないこととした。(第1条(第18条)関係)

サ 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供しなければならないこととした。(第1条(第19条)関係)

シ 府は、自転車損害保険等に係る契約の締結等を促進するため、自転車損害保険等を引き受ける保険者等と連携し、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとした。(第1条(第20条)関係)

## (2) 自転車利用者に係る自転車損害保険等への加入義務化等

ア 自転車を利用する者(未成年者を除く。)は、自らが被保険者等となる自転車損害保険等に係る契約の締結等をしてしなければならないこととし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、この限りでないこととした。(第2条(第16条第1項)関係)

イ 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をしてしなければならないこととし、当該保護者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、この限りでないこととした。(第2条(第16条第2項)関係)

ウ 自転車小売等業者は、自転車の販売等に当たっては、その顧客等が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するよう努めなければならないこととした。(第2条(第19条第1項)関係)

エ 自転車小売等業者は、その顧客等について契約の締結等がされているかどうかを確認することができなかつたときは、当該顧客等に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならないこととした。(第2条(第19条第2項)関係)

オ 自転車駐車場管理業者は、その管理する自転車駐車場の利用者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならないこととした。(第2条(第19条第4項)関係)

カ 宅地建物取引業者等は、その全部又は一部を居住の用に供する建物につき売却若しくは交換（当該建物を引き渡す場合に限る。以下同じ。）又は売却、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介を行う場合の取引の相手方（賃借の代理又は媒介にあつては、賃借人）又はその管理する賃貸住宅の賃借人に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するように努めなければならないこととした。（第2条（第19条第5項）関係）

キ 小学校、中学校、高等学校等、専修学校、各種学校及び大学等の長並びに学習塾その他これに類する学習支援業を営む施設を開設する者は、その児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）のうちに、通常の通学等の方法として府内で自転車を利用する児童等があることを知ったときは、当該児童等が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するように努めなければならないこととした。（第2条（第19条第6項）関係）

ク 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として府内で自転車を利用する従業者があることを知ったときは、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するように努めなければならないこととした。（第2条（第19条第7項）関係）

ケ キ及びクの確認について、契約の締結等がされているかどうかを確認することができなかつたときは、それぞれの確認の対象者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するように努めなければならないこととした。（第2条（第19条第8項）関係）

(3) その他所要の規定整備を行うこととした。

### 3 施行期日

平成29年10月1日。ただし、2の(1)のア及びオについては平成29年7月7日、2の(2)については平成30年4月1日